

■ 公 營 企 業 ■

市立池田病院

令和6年度は、従来、新型コロナウイルス感染症の治療に当たる医療機関について措置された診療報酬上の特例や補助制度等各種対策について、同感染症の類型変更に伴い抜本的に見直されて以後、初めて通期での病院運営を行った年となった。新型コロナウイルス感染症の影響はなお残るものの、わずかずつ平常の医療体制への持ち直しも認められたことから、基本的な感染対策は維持しつつ、診療機能の一層の充実に努め、急性期医療を担う地域医療支援病院として求められる使命を果たしてきた。

また、同年度の経営状況に関しては、職員数の変動や給与改定により給与費が大幅に増加したほか、昨今の物価高騰やそれに伴う賃金の上昇基調を背景とした価格転嫁などにより、委託料や光熱水費を始めとした経費が増加した結果、医業収益および当年度純損益ともに悪化し、二期連続の赤字決算となった。

公立病院として安全で質の高い医療の提供を維持するとともに、収益の確保と費用の削減、そして資源配分の最適化を通じて、安定した財政基盤の確立に努めている。

1. 施設概要

開設年月	昭和26年10月（平成9年10月新築移転、平成16年7月東館開院）
敷地	18,113 m ²
建物	延床面積 39,005.03 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート、地下1階、地上5階建（東館は4階建）
病床	一般病床 364床

2. 診療科目

28科

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、放射線治療科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、病理診断科

3. 看護体制

7対1看護体制

4. 救急医療体制

救急告示医療機関（二次救急医療）

診療科目 内科、外科、小児科

5. 職員構成（令和7年4月1日現在）

	現在員
医師	79 人
医療技術員	110 人
看護師	338 人
事務職員	27 人
計	554 人

6. 利用状況

（単位：人）

区分 年度	入院		外来	
	年延患者数	一日平均患者数	年延患者数	一日平均患者数
令和4年度	100,935	276.5	207,683	854.7
5	99,890	272.9	196,656	809.3
6	100,858	276.3	196,691	809.4
7 (当初予算)	119,574	328.0	206,910	855.0

7. 一般病室使用料及び病室・病床数

（金額は消費税抜き）

区分	病室数	病床数	使用料	
			市内患者	市外患者
特別室	4 室	4 床	20,000 円	30,000 円
個室 A	77 室	77 床	7,000 円	10,500 円
個室 B	14 室	14 床	6,000 円	9,000 円
観察室	35 室	38 床	—	—
総室	60 室	231 床	—	—
合計	190 室	364 床		

8. 一日平均患者数（令和6年度決算値）

（単位：人）

区 分	入 院	外 来	区 分	入 院	外 来
内 科	14.7	32.8	整 形 外 科	25.6	40.1
呼 吸 器 内 科	27.9	35.7	形 成 外 科	2.9	22.3
消 化 器 内 科	40.6	105.9	皮 膚 科	5.0	31.2
循 環 器 内 科	16.6	33.7	泌 尿 器 科	16.9	51.1
腎 臓 内 科	9.7	24.4	産 婦 人 科	12.6	44.2
脳 神 経 内 科	8.5	16.6	眼 科	2.2	25.8
血 液 内 科	29.5	34.7	耳鼻いんこう科	5.6	33.5
糖尿病・内分泌内科	9.2	50.0	リハビリテーション科		10.5
小 児 科	4.8	21.8	放 射 線 科		13.9
外 科	0.0	3.0	放 射 線 治 療 科		21.1
呼 吸 器 外 科	1.4	3.5	麻 酔 科	0.0	22.3
消 化 器 外 科	32.4	38.7	歯科・歯科口腔外科	4.0	55.3
脳 神 経 外 科		3.0	合 計	276.3	809.4
乳腺・内分泌外科	6.2	34.3			

9. 年度別財政状況（決算）

（単位：千円）

年度 \ 区分	収 益 的		資 本 的		純 利 益
	収 入	支 出	収 入	支 出	
令和4年度	15,050,725	13,695,189	1,107,967	1,652,740	1,355,536
5	12,772,914	13,731,574	1,305,165	1,738,089	▲958,660
6	12,752,428	14,523,513	1,193,634	1,493,848	▲1,771,085
7 (当初予算)	14,634,183	15,427,562	4,140,637	4,519,300	▲793,379

（消費税等相当額を含む。）

水 道 事 業

池田市の水道事業は、昭和 12 年に余野川を水源とし、計画給水人口 35,000 人、計画 1 日最大給水量 4,410 m³の上水道工事に着手し、昭和 13 年に給水を開始した。

以来、住宅都市としての発展に伴う給水人口の増加、下水道普及などの市民生活向上による水需要増大などに対応するため、第 6 次まで拡張事業を行った。平成 23 年度から令和 4 年度にかけては、施設整備計画に基づき古江浄水場や防災上の重要給水拠点に接続する水道管などの更新、耐震化を行った。令和 4 年度末には、危機管理体制の充実及び既存施設の更新を主体とし、計画期間を令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とした第 2 次上水道施設整備計画を策定しており、令和 6 年度も引き続き重要給水拠点に接続する水道管などの更新、耐震化を行った。

平成 26 年度には、「上下水道 BCP（業務継続計画）」を策定し、危機管理体制の強化に努めている。

1. 施設概要

浄 水 場	古江浄水場
水 源	猪名川、余野川、一庫ダム
配 水 能 力	69,000 m ³ ／日
配 水 池	7 か所 26,600 m ³
配水管延長	口径 50 mm～600 mm 290,419m

2. 事業の概要

年 度 項 目	令和 2	3	4	5	6
給水区域内人口（人）	103,621	103,336	103,064	102,708	102,569
給 水 人 口（人）	103,601	103,317	103,046	102,693	102,555
普 及 率（％）	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
給 水 量（m ³ ）	11,637,379	11,412,460	11,179,720	10,986,242	11,076,335
1 日最大給水量（m ³ ）	35,055	33,376	32,743	31,719	32,949
1 日平均給水量（m ³ ）	31,883	31,267	30,629	30,017	30,346
1 人 1 日最大給水量（ℓ）	338	323	318	309	321
1 人 1 日平均給水量（ℓ）	308	303	297	292	296
有 収 水 量（m ³ ）	11,079,990	10,934,530	10,697,159	10,527,724	10,613,261
有 収 率（％）	95.21	95.81	95.68	95.83	95.82
1 m ³ 当り給水原価（円）	183.21	180.94	192.46	200.38	190.78
1 m ³ 当り供給単価（円）	162.44	147.39	146.07	160.99	169.63

3. 使用料等

・水道料金（1 か月分）一般用

（令和 6 年 1 月 1 日実施）

区分 用途	水量	口径	金額
基本料金	8 m ³ まで	20mm まで	800 円
		25mm	1,000 円
		30mm	3,000 円
		40mm	4,000 円
		50mm	8,000 円
		75mm	30,000 円
		100mm	100,000 円
		150mm	400,000 円
		250mm	650,000 円
超過料金	8 m ³ を超え 10 m ³ まで		75 円
	10 m ³ を超え 20 m ³ まで		155 円
	20 m ³ を超え 30 m ³ まで		215 円
	30 m ³ を超え 40 m ³ まで		260 円
	40 m ³ を超え 50 m ³ まで		300 円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで		330 円
	100 m ³ を超え 500 m ³ まで		350 円
	500 m ³ を超えるもの		360 円

ただし、上記料金表により算出した額（2 か月分以上の料金をまとめて徴収する場合はその各月において算定した額の合計額）に消費税法に基づく消費税額及び地方税法に基づく地方消費税額に相当する額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

・水道料金（1 か月分）湯屋用・臨時用

（令和 6 年 1 月 1 日実施）

区分 用途	用途	口径	金額
基本料金	湯屋用及び臨時用	20mm まで	50 円
		25mm	70 円
		30mm	200 円
		40mm	300 円
		50mm	2,000 円
		75mm	2,300 円
		100mm	3,000 円
		150mm 以上	12,000 円
超過料金	湯屋用		60 円
	臨時用		700 円

ただし、上記料金表により算出した額（2 か月分以上の料金をまとめて徴収する場合はその各月において算定した額の合計額）に消費税法に基づく消費税額及び地方税法に基づく地方消費税額に相当する額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

・口径別納付金

(平成 26 年 4 月 1 日実施)

メーターの口径	金 額	メーターの口径	金 額
13mm	120,000 円	75mm	11,340,000 円
20mm	240,000 円	100mm	23,820,000 円
25mm	660,000 円	150mm	67,200,000 円
30mm	1,080,000 円	200mm	142,200,000 円
40mm	2,280,000 円	250mm	251,160,000 円
50mm	4,080,000 円	300mm	401,400,000 円

ただし、上記料金表により算出した額に消費税等相当額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

4. 年度別財政状況（決算）

(単位：千円)

区 分 年 度	収 益 的		資 本 的		純 利 益
	収 入	支 出	収 入	支 出	
令和 2	2,209,836	2,099,829	875,010	1,865,193	110,007
3	2,174,599	2,057,084	376,111	1,338,326	117,515
4	2,191,928	2,174,945	537,499	1,591,732	16,983
5	2,116,277	2,219,270	519,311	1,473,509	△102,993
6	2,260,141	2,132,189	891,529	2,075,504	127,952
7（当初予算）	2,488,559	2,311,477	1,023,512	2,170,357	26,000

(当初予算及び資本的収支は消費税等相当額を含む。)

公共下水道事業

本市の下水道事業は、昭和 28 年に市内の浸水対策として旧市街地 225.20ha の計画面積を対象に事業着手し、逐次計画区域を拡充してきた。

昭和 51 年には、市街化調整区域である細河地区を特定環境保全公共下水道として事業認可を得て、当地区の環境整備はもとより池田市上水道の水源である猪名川・余野川の水質保全を図るため事業を実施してきた。

汚水処理は、新町・旭丘の一部と細河地区を除く箕面川以北 767.24ha の区域は池田市下水処理場で処理を行い、その他の 350.33ha の区域については、6 市 2 町（大阪府側：池田市、箕面市、豊中市、豊能町、兵庫県側：伊丹市、川西市、宝塚市、猪名川町）により構成する猪名川流域下水道の原田水みらいセンターにおいて共同処理をしている。

雨水対策事業は、昭和 51 年度に合流式で整備済みの区域を分流式に変更して計画の見直しを行い鋭意対策の強化に努めている。平成 15 年度には八王寺川雨水増補幹線が完成、石橋地区においても集中豪雨による浸水被害を軽減するため、平成 22 年度に石橋第 1 増補幹線が完成し、平成 30 年度には石橋第 2 増補幹線の一部を供用開始している。また、平成 30 年度より城南地区から神田地区の重点地区において、床上浸水を解消するため、「下水道浸水被害軽減総合計画」に基づき整備に着手している。その後、令和元年度に国の制度として下水道床上浸水対策事業が創設され、交付金ではなく個別の補助金となっていることから、国費の確実な確保と早急な整備を目的に計画を移行し、八王寺川バイパス管、夫婦池調整池、学大脇塚貯留管及び神田地区貯留施設、神田 2 丁目地区バイパス管を整備し、令和 6 年度にはすべての施設を供用している。

下水処理場については、昭和 43 年に処理能力 14,000 m³/日で供用を開始し、昭和 47 年度末には処理能力 35,000 m³/日の施設が完成した。その後も増設を進め、平成 9 年度末には処理能力 63,600 m³/日の施設が稼動したが、平成 16 年度には大阪湾流域別下水道整備総合計画への適合を図り、全量を高度処理とする 58,100 m³/日の処理能力に計画変更した。平成 24 年度末には高度処理施設 39,400 m³/日が完成し、高級処理と高度処理を合わせた現施設の全体処理能力は 74,400 m³/日となっている。また、大阪湾流域別下水道整備総合計画の見直しに伴い、平成 25 年度には全体計画処理能力を 51,660 m³/日に計画変更している。

このように下水道整備を精力的に推進してきた結果、昭和 52 年には処理人口普及率が 90%を超え、平成 26 年度末には 100%に達した。

1. 事業内容

・公共下水道管渠関係

区域及び面積 細河地区を除く認可区域 996.83ha

計画事業費 42,386 百万円

計画人口 96,910 人

排除方法 分流式・一部合流式

・特定環境保全公共下水道

区域及び面積 細河地区の認可区域 122.05ha

計画事業費 2,983 百万円

計画人口 3,790 人

排除方法 分流式

・公共下水道処理場関係

敷地面積 2.39ha

処理方法及び処理能力 74,400 m³/日

活性汚泥法による高級処理 35,000 m³/日

凝集剤併用型循環式硝化脱窒法

+急速ろ過による高度処理 39,400 m³/日

計画処理能力及び人口 767.24ha 79,910 人

計画事業費 25,838 百万円

2. 普及状況（令和 6 年度末）

・公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）

計画処理面積 (a)	行政区域内人口 (b) (計画処理人口)	現在処理面積 (c)	現在処理人口 (d)	$\frac{(c)}{(a)}$	$\frac{(d)}{(b)}$
1,119ha	102,569 人 (100,700 人)	1,086ha	102,566 人	97.1%	100.0%

3. 水洗化計画

・水洗便所設置奨励策

改 造 資 金 貸 付 金	改 造 助 成 金
貸付金額 200,000 円以内 貸付期間 3 年以内 償還方法 資金交付の月の翌月から 元金均等月賦償還 (池田市水洗便所改造資金貸付条例) なお、連帯保証人が必要	改造工事 1 件 5,000 円 但し、処理区域の公告の日から 3 年以内に改造されたもの (池田市水洗便所改造助成条例)
上記いずれも市税及び下水道受益者負担金を完納していること	

・水洗化普及状況（令和 6 年度末）

整備区域内戸数	水洗化戸数	水洗化普及率	未水洗戸数
52,007 戸	51,961 戸	99.9%	46 戸

4. 下水道使用料

（令和 6 年 1 月 1 日実施）

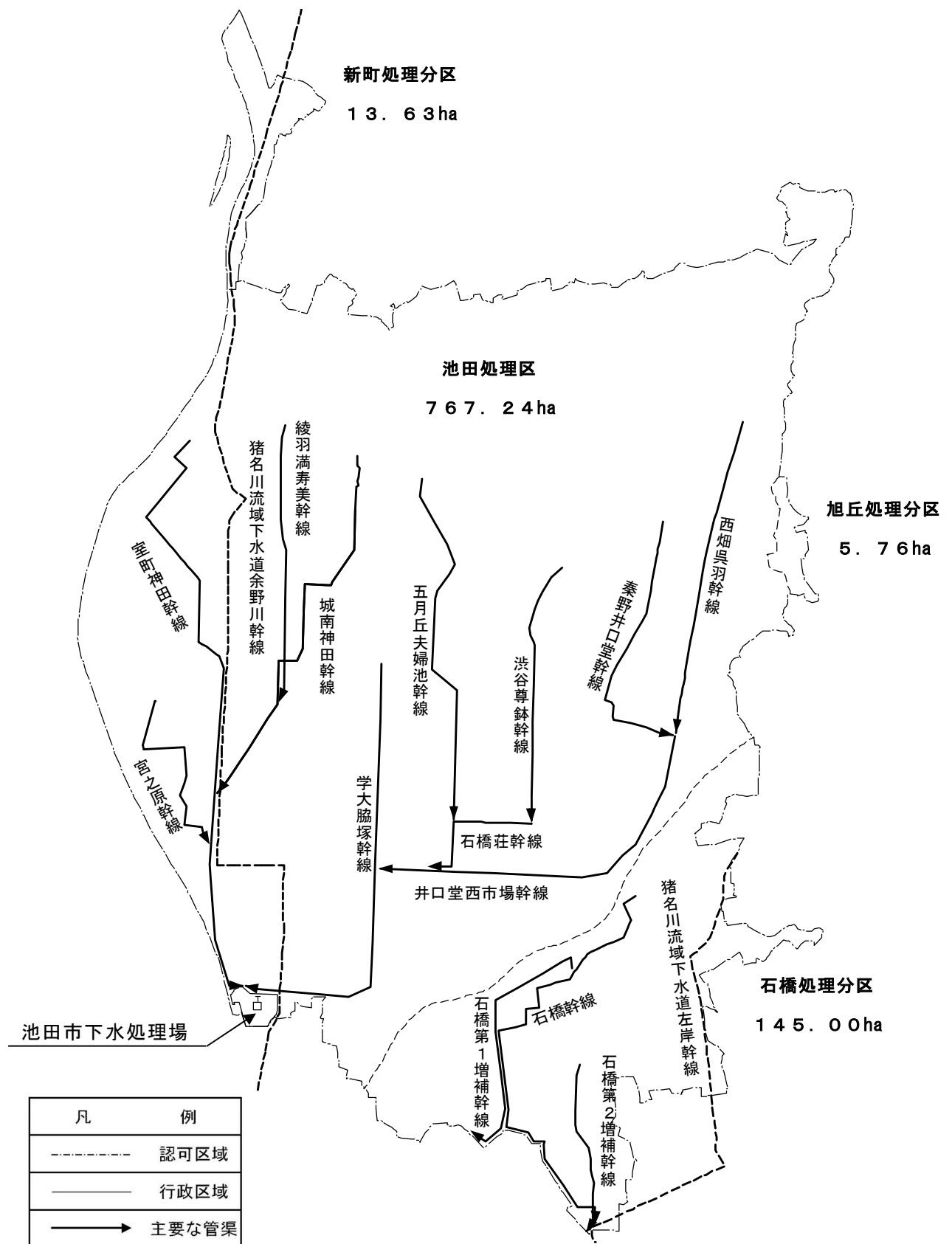
区 分	汚 水 量	使用料
一般汚水	基本料金（1 か月 8 m ³ までの分）	540 円
	8 m ³ を超え 10 m ³ までの分（1 m ³ につき）	43 円
	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分（1 m ³ につき）	86 円
	20 m ³ を超え 30 m ³ までの分（1 m ³ につき）	105 円
	30 m ³ を超え 40 m ³ までの分（1 m ³ につき）	127 円
	40 m ³ を超え 50 m ³ までの分（1 m ³ につき）	152 円
	50 m ³ を超え 100 m ³ までの分（1 m ³ につき）	172 円
	100 m ³ を超え 500 m ³ までの分（1 m ³ につき）	202 円
	500 m ³ を超え 1,000 m ³ までの分（1 m ³ につき）	233 円
	1,000 m ³ を超える分（1 m ³ につき）	237 円
浴場汚水	1 m ³ につき	11 円

ただし、上記料金表により算出した額（2 か月分以上の料金をまとめて徴収する場合はその各月において算定した額の合計額）に消費税法に基づく消費税額及び地方税法に基づく地方消費税額に相当する額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

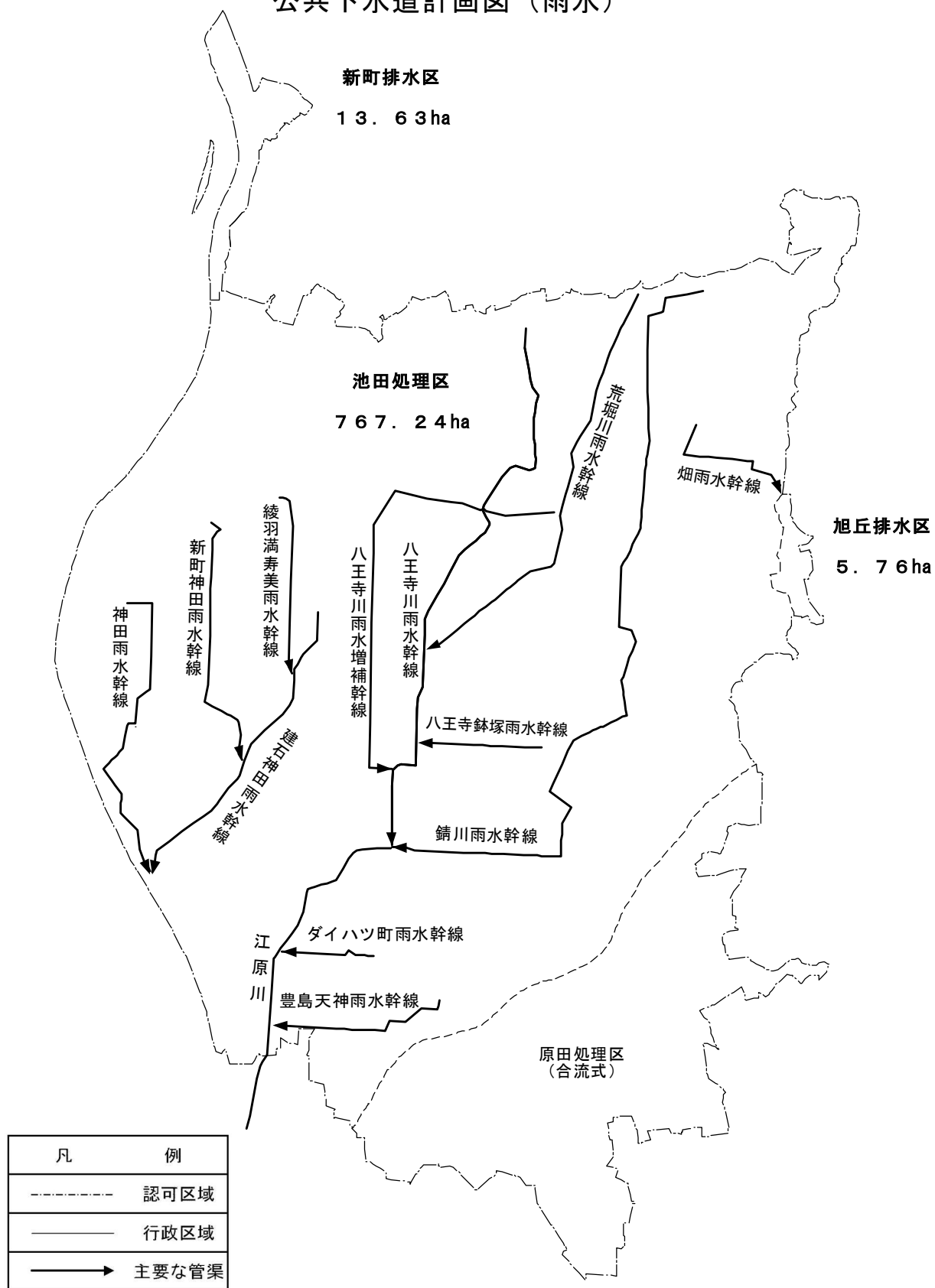
5. 受益者負担金

算 定 基 礎	受 益 者 負 担 金
$\frac{4,430,646,000 \text{ 円 (事業費)} \times 1/5 \text{ (負担率)}}{\text{地 積 } 8,950,800 \text{ m}^2}$	単位負担金 99 円／m ²

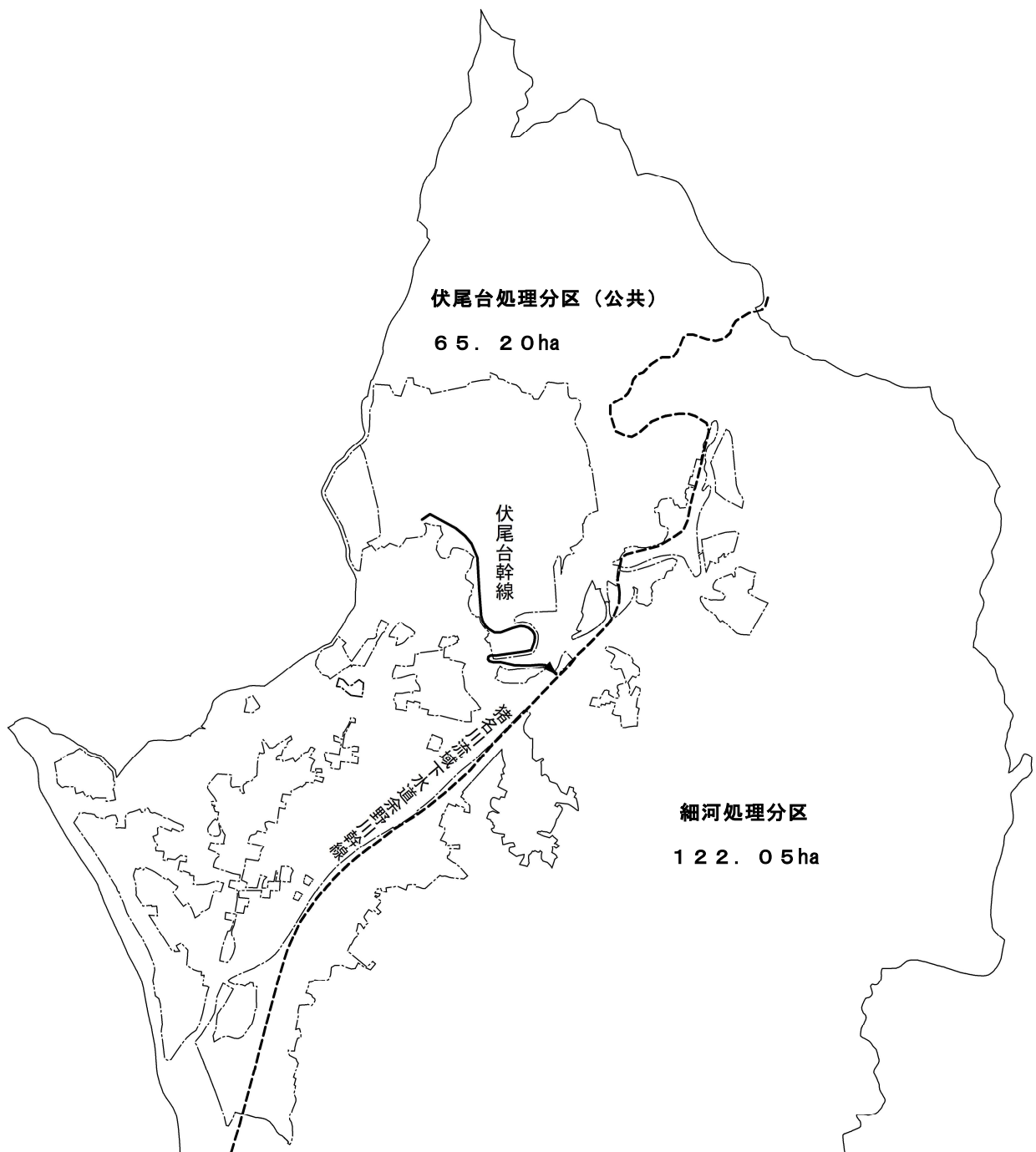
公共下水道計画図（污水）



公共下水道計画図（雨水）



公共下水道計画図（特環 汚水）



凡	例
-----	認可区域
————	行政区域
————→	主要な管渠